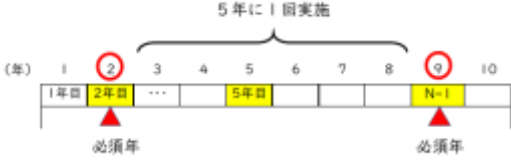


現行指針等からの主な変更内容（抜粋） 新旧対照表

は変更箇所

No.	内容	旧	新
1	非公募による指定管理者候補者選定プロセスの追加	(1) 公募の実施 ア 公募の原則 指定管理者の募集に当たっては、原則として公募を実施することとする。ただし、次の場合は公募しないことができる。 (ア) 地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設において、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体が組織され、管理運営が行われる場合 (イ) 市が公の施設の設置目的を効果的に達成するために設立した外郭団体による管理運営が行われる場合 (ウ) その他合理的な理由がある場合	(1) 公募の実施 指定管理者候補者の選定に当たっては、<u>競争性及び選定の透明性の確保の観点から、原則公募とする。</u> ただし、次の場合は公募しないことができる。 ア 地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設において、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体が組織され、管理運営が行われる場合 イ 市が公の施設の設置目的を効果的に達成するために設立した外郭団体による管理運営が行われる場合 ウ その他合理的な理由がある場合 <u>非公募としようとする場合は、その理由を十分に精査し、政策会議等において妥当性を確認し、起案にその理由を明記すること。</u> <u>ただし、現にア・イを採用している施設であって、再度非公募により指定管理者を指定しようとする場合は、政策会議等に代えて、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による現指定管理者の第三者モニタリング・評価実施時において、当該団体の適格性を評価し、その結果も踏まえ市として公募・非公募の決定を行う。</u>
2	サービス向上に係る工夫（インセンティブ・ペナルティ）の取扱いの追加		(4) 指定管理料 エ サービス向上に係る工夫（インセンティブ・ペナルティ） 指定管理者が有するノウハウを有効に発揮し、より効果的かつ効率的な管理運営や市民サービスの向上を促すため、施設の特性等を考慮しながら必要に応じて、指定管理者の経営努力に対してインセンティブを付与する仕組みを導入できる。導入に当たっては、一定水準の管理運営を行うための数値目標を設定し、サービス等が規定の水準に達しなかった場合には、ペナルティも設定できる。 〔例〕指定管理者の経営努力により、所定のサービス水準（利用者数・稼働率等）が当初の数値目標を上回った場合、指定管理料を増額する（数値目標を下回った場合、指定管理料を減額する）

No.	内容	旧	新
3	指定期間が5年以上の施設の第三者モニタリング・評価の実施時期の変更	イ 実施時期 実施時期については、指定期間の2年目、4年目とする。 <u>ただし、指定期間が5年ではない施設においては、指定期間の2年目から隔年で第三者モニタリング・評価を行うものとする。</u> なお、第三者モニタリング・評価を行う年度についても、市によるモニタリング・評価を行うものとする。	(2) 実施時期等 実施時期については、指定期間が5年の場合は2年目、4年目とする。 <u>指定期間が5年以上の施設においては、原則として指定期間の2年目及び期間終了前年度を必須とし、その他の期間中は5年に1回実施すること。ただし、特別な事情により評価が困難な場合は個別判断する。</u> <u>また、第三者モニタリング・評価の実施結果を受けて、追加で実施することは妨げない。</u> <u>〔参考〕</u> <u>指定期間N年とした場合</u> ・ 2年目及びN-1年目 <u>実施必須</u> ・ 3年目～N-2年目の期間 <u>5年に1回実施</u> <u>〔例〕</u> <u>指定期間が10年の場合</u> <u>実施回数 3回</u>  <u>指定期間が20年の場合</u> <u>実施回数 5回</u>  <u>第三者モニタリング・評価を行う年度の当初予算として委員報酬を計上すること。</u> なお、第三者モニタリング・評価を行う年度についても、市によるモニタリング・評価を行う。

No.	内容	旧	新											
4	備品の取扱い		(1) 備品の管理 ア 備品の定義 (※) 性質若しくは形状が変わることなく、比較的長期間にわたって使用若しくは保存に耐えて財産的価値のあるもの又は永続性のある標本若しくは陳列品であるもの。 上記定義に該当するもののうち取得価格又は評価価格が3万円(税込)未満のもの(公印類、その他貸出用物品を除く)、また会計室長が別に定めるものは除く。 (※) 事務の手引 物品編 イ 備品の取扱い 指定管理者が指定管理料で購入する物品は市の所有とし、市が貸与する備品とともに、それぞれ台帳等により明確に区分して管理させることとする。 [参考] <table><tr><th>内容</th><th>帰属先</th><th>引継ぎについて</th></tr><tr><td>市から指定管理者への貸与備品</td><td>市</td><td rowspan="2">指定期間終了時に市へ返却又は次期指定管理者へ引継ぎ</td></tr><tr><td>貸与備品以外で施設の管理運営に必要であり、指定管理料で指定管理者が新たに購入した備品(補修・更新は除く)</td><td>市</td></tr><tr><td>指定管理者が、施設の管理運営のために自己の費用により購入した備品</td><td>指定管理者</td><td>市と指定管理者が協議の上、寄附をしてもらうことで、市で引継ぎ可能</td></tr></table> ※ただし、双方合意の上、異なる取扱いを定めることもできる。 ウ 備品の購入・廃棄 市が貸与する備品に異動があった場合は、速やかに市に報告させること。指定管理者が備品を廃棄する場合、事前に市の承認を得なければならない。 ただし、指定管理者は、市との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達する。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではない。	内容	帰属先	引継ぎについて	市から指定管理者への貸与備品	市	指定期間終了時に市へ返却又は次期指定管理者へ引継ぎ	貸与備品以外で施設の管理運営に必要であり、指定管理料で指定管理者が新たに購入した備品(補修・更新は除く)	市	指定管理者が、施設の管理運営のために自己の費用により購入した備品	指定管理者	市と指定管理者が協議の上、寄附をしてもらうことで、市で引継ぎ可能
内容	帰属先	引継ぎについて												
市から指定管理者への貸与備品	市	指定期間終了時に市へ返却又は次期指定管理者へ引継ぎ												
貸与備品以外で施設の管理運営に必要であり、指定管理料で指定管理者が新たに購入した備品(補修・更新は除く)	市													
指定管理者が、施設の管理運営のために自己の費用により購入した備品	指定管理者	市と指定管理者が協議の上、寄附をしてもらうことで、市で引継ぎ可能												

No.	内容	旧	新																				
5	指定管理者候補者の地位の消滅及び次点者の取扱い		(6) 指定管理者候補者の地位の消滅及び次点者の取扱い 以下の状況が生じた場合は、指定管理者候補者の地位は消滅する。その際、市は指定管理者候補者に対し、地位が消滅したことを通知するとともに、指定管理者候補者に代わって次点者と指定の進めることができる。 ア 市の指定する期日 までに市と協定を締結しない場合 イ 応募資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合 ウ 事業の履行が確実にないと認められる場合 エ 著しく社会的信用を損なうなどにより指定管理者候補者としてふさわしくないと認められる場合 オ その他、疑義等 が生じた場合																				
6	消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）		(3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度） 地方公共団体が売手となり、事業者に対し消費税課税取引を行う場合、地方公共団体が適格請求書（以下「インボイス」という。）を交付しなければ、事業者は消費税の仕入税額控除を受けることができないことから、直営の施設同様、指定管理者制度を導入している公の施設についてもインボイスを交付する必要がある（施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合は不要）。 インボイス制度への対応が必要な施設については、募集要項や協定書等にその旨を記載する。 ア インボイスの交付方法 （ア）媒介者交付特例 指定管理者の名称・登録番号を記載して交付するもの （イ）代理交付 市の名称・登録番号を記載して交付するもの イ インボイス交付の可否 <table><tr><th></th><th colspan="2">適格請求書発行事業者である場合</th><th colspan="2">適格請求書発行事業者でない場合</th></tr><tr><td>登録者名称・登録番号</td><td>指定管理者</td><td>市</td><td>指定管理者</td><td>市</td></tr><tr><td>使用料</td><td>○ 媒介者交付特例</td><td>○ 代理交付又は市による直接交付</td><td>×</td><td>○ 代理交付又は市による直接交付</td></tr><tr><td>利用料金及び自主事業</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></table>		適格請求書発行事業者である場合		適格請求書発行事業者でない場合		登録者名称・登録番号	指定管理者	市	指定管理者	市	使用料	○ 媒介者交付特例	○ 代理交付又は市による直接交付	×	○ 代理交付又は市による直接交付	利用料金及び自主事業	○	×	×	×
	適格請求書発行事業者である場合		適格請求書発行事業者でない場合																				
登録者名称・登録番号	指定管理者	市	指定管理者	市																			
使用料	○ 媒介者交付特例	○ 代理交付又は市による直接交付	×	○ 代理交付又は市による直接交付																			
利用料金及び自主事業	○	×	×	×																			

No.	内容	旧	新
			※インボイス制度の詳細については、国税庁のホームページ等を参照すること。 ウ インボイスの写しの保存 インボイスについては、発行者が市・指定管理者いずれであっても、保存義務がある。保存年限は「その交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間」とする。 なお、利用料金及び自主事業に係るインボイスについては、徴収した金銭は指定管理者に帰属するため、指定管理者において適切に保存する。
7	指定公金事務取扱者制度		4 使用料徴収事務に係る手続の委託に係る告示 指定管理者に 使用料の徴収を行わせる場合、地方自治法第243条の2第1項に基づき指定公金事務取扱者に指定し、同条第2項に基づき必要な事項を告示する必要がある。 この際、市は指定管理者に指定を受けようとする日の30日前までに、必要書類を提出させなければならない。(※) (※) 指定公金事務取扱者の指定等手続に関する要領